

## 資料

# ■ 湖南省総合計画策定条例

平成 26 年 6 月 27 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の実現に向け、基本となる施策とその目標を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に位置付けられた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、湖南省総合計画審議会条例（平成17年湖南省条例第 1 号）第 1 条に規定する湖南省総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、湖南省議会基本条例（平成24年湖南省条例第16号）第10条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 5 条 市長は、総合計画の策定、又は変更後、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 6 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

# ■ 湖南省総合計画審議会条例

平成 17 年 1 月 18 日

条例第 1 号

改正 平成 18 年 3 月 15 日条例第 11 号

平成 18 年 9 月 25 日条例第 32 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、湖南省総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の樹立並びに地域づくり推進事業について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項第 2 号に掲げる者が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画の策定及び進行管理に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年条例第32号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

# ■審議会委員

委嘱期間 令和元年 11 月 26 日～2 年間

50 音順・敬称略

氏名	所属等	区分	備考
伊地智 良雄	市スポーツ協会会長	2号委員	
市川 徹二	市社会福祉協議会会長	2号委員	
今村 傳男	市民生委員児童委員協議会会長	2号委員	元. 12. 1～
奥田 修	労働者福祉協議会会長	2号委員	
甲斐切 稔	市国際協会会長	2号委員	副会長
黄瀬 瞬	(公社) 水口青年会議所	2号委員	
黄瀬 昇	市集落営農組織	3号委員	
木邑 賢治	人権団体代表	2号委員	
坂田 庄司	市消防団団長	2号委員	
上西 保	市商工会会長	2号委員	
白石 克孝	龍谷大学副学長 政策学部教授	1号委員	会長
園田 英次	市工業会会長	2号委員	
竹内 久英	市文化協会会長	2号委員	
竹内 由季	市健康推進員連絡協議会	2号委員	元. 11. 26～ 2. 3. 31
立入 まどか	滋賀銀行甲西中央支店	3号委員	2. 10. 12～
谷 侑	市観光協会	2号委員	
谷口 優	市民生委員児童委員協議会会長	2号委員	元. 11. 26～ 元. 11. 30
千代 傳吉	市地域まちづくり協議会会長会議会長	2号委員	元. 11. 26～ 2. 3. 31
中野 龍馬	ホームページ制作会社	3号委員	
鍋野 道子	市健康推進員連絡協議会	2号委員	2. 4. 1～
飛田 裕美	学校法人光星学園 三雲幼稚園長	2号委員	
平木 愛	公募	3号委員	
広部 武	市地域まちづくり協議会会長会議会長	2号委員	2. 4. 1～
前田 由香	元教育委員	1号委員	
光田 三穂	市地域おこし協力隊	3号委員	
宮川 幸子	人権擁護委員	1号委員	
安村 佐由美	滋賀銀行甲西中央支店	3号委員	元. 11. 26～ 2. 10. 11

1号委員 学識経験を有する者

2号委員 市内の公共団体の代表者

3号委員 市長が認める者（公募委員）

# ■審議会諮問文・答申文

湖 創 第 2 5 1 号  
令和元年(2019年)11月26日

湖南省総合計画審議会  
会長 白石 克孝 様

湖南省長 谷 畑 英 吾

## 第二次湖南省総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

このことについて、湖南省総合計画策定条例第3条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

### 記

#### 第二次湖南省総合計画後期基本計画の策定について

##### 【諮問理由】

湖南省では、平成28年度から10年間を計画期間とする、第二次湖南省総合計画基本構想に掲げた将来像である「ずっとここで暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向けて、平成28年度から5年間を計画とする前期基本計画に基づき、六つの目標を掲げて施策と指標実現のために取り組んできました。

こうした中、総合計画前期基本計画および総合戦略が最終年を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

このことから、令和3年度からの5年間に取り組むべき方向性を示す総合計画後期基本計画の策定に関して諮問し、調査、審議していただくものです。

## 第二次湖南省総合計画後期基本計画策定にあたっての諮問趣旨

### 1. 第二次湖南省総合計画後期基本計画策定の趣旨

湖南省では、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、湖南省総合計画を策定しています。平成28年(2016年)4月に第二次湖南省総合計画を策定し、「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろうきらめき湖南」の実現を目指したまちづくりを推進してきました。前期基本計画(平成28年度から令和2年度までの5年間)の総合計画を検証し、社会経済情勢の変化や国の新たな政策等に対応した後期基本計画を策定することが必要です。

### 2. 総合計画の構成

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来像に基づき、施策の全体を示したもので、基本構想および基本計画からなるものです。

基本構想は、湖南省の10年後の将来を展望したまちづくりの基本理念と将来像を示すとともに、総合的な行政運営の指針となるもので、「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろうきらめき湖南」の実現に向けて六つの目標を掲げています。

基本計画は、まちづくりの将来像を達成するための基本的な施策を示すもので、総合計画の期間の前期に相当する平成28年度から令和2年度についての施策を示すとともに目標指標を掲げています。

このたび前期基本計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令和3年度から令和7年度の後期基本計画の期間についても、引き続き本市のまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的とし、社会経済情勢・住民ニーズの変化などの現状と課題を踏まえた施策を示すとともに新たな目標指数を定めま

- ・基本構想 … 平成28年度から令和7年度までの10年間
- ・前期基本計画 … 平成28年度から令和2年度までの5年間
- ・後期基本計画 … 令和3年度から令和7年度までの5年間

### 3. 市民参加の手法と情報公開

総合計画は、地域社会の変化、住民ニーズの変化などに対応した計画であることから、計画の策定段階において、市民と行政が協働して地域の発展を考え、まちづくりを進める仕組みが不可欠です。

総合計画の策定にあたっては、市民などで構成する総合計画審議会が計画策定の中心的な役割を担いますが、さらに多くの市民の意見を反映するため、未来の湖南省を担う中学生や市民を対象とした意識調査の実施、また、多様な意見や提案を幅広く求めるためのパブリックコメントを実施します。

また、湖南省総合計画策定条例第4条の規定に基づき、湖南省議会の議決を得ることを通じて、市の将来を見据えた最良の意思決定を行います。

#### 4. 総合計画策定の推進体制

総合計画の策定にあたっては、市政を担う職員を中心とする総合計画策定委員会を設置し、湖南省のまちづくりを推進するため全職員自ら策定作業にあたります。

#### 5. 個別計画との調整

湖南省における最上位計画として、まちづくりの方向性を明らかにするとともに、都市計画マスタープランや環境基本計画などをはじめとする様々な分野別の基本方針の策定、改訂に際し、総合計画に示すまちづくりの方向性に即した内容とすることにより、総合的・計画的なまちづくりを進めます。



令和3年(2021年)1月22日

湖南市長 生田邦夫様

湖南市総合計画審議会  
会長 白石克孝

第二次湖南市総合計画後期基本計画(案)の策定について(答申)

令和元年(2019年)11月26日付湖創第251号で諮問のありました第二次湖南市総合計画後期基本計画(案)について、当審議会により慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、本審議会の審議過程で各委員から出された意見や答申内容に十分配慮され、まちの将来像である「ずっとここに暮らしたい! みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向け、後期基本計画を着実に推進されるよう求めます。

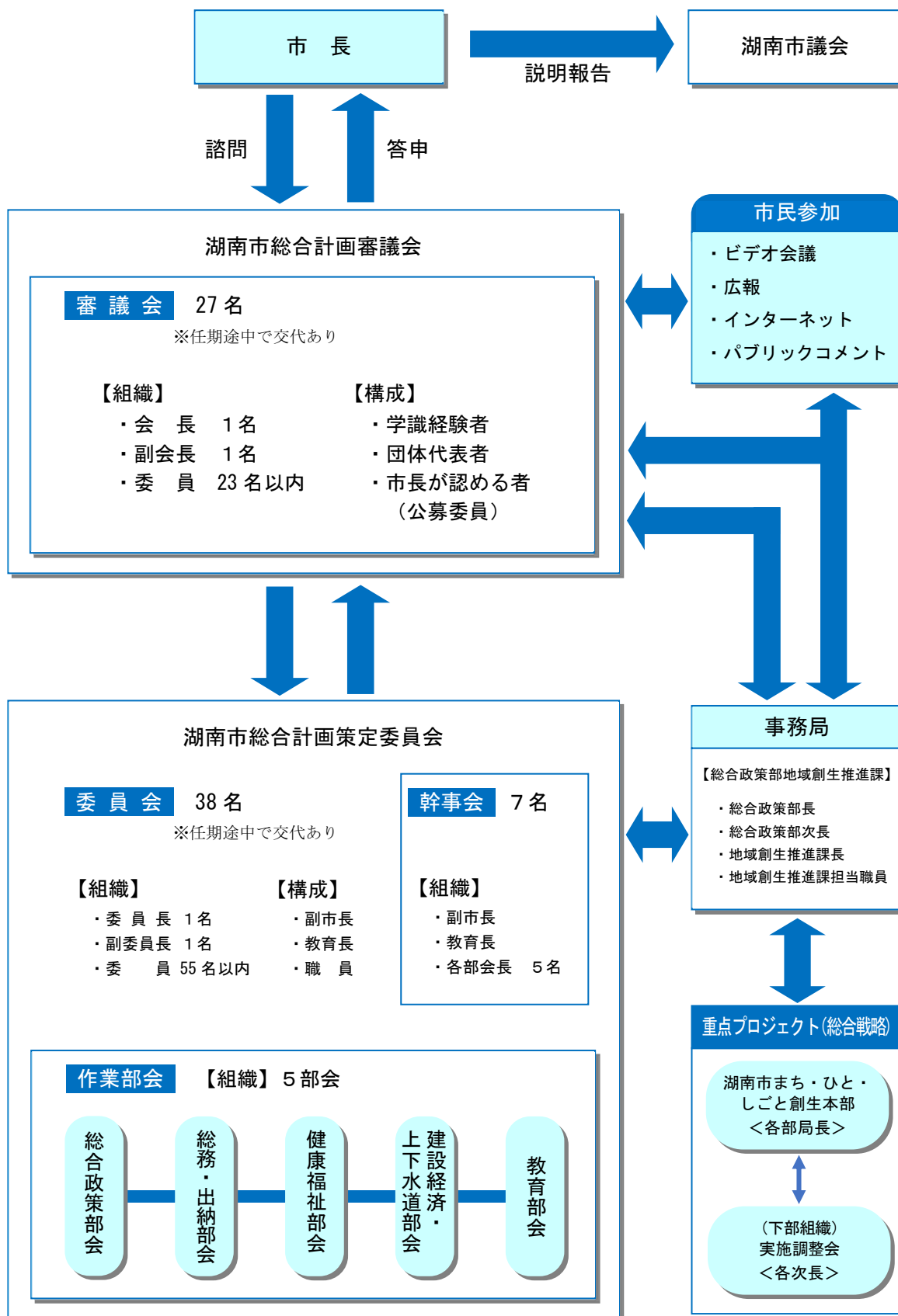
(別紙)

新型コロナウイルス感染症の影響により、このたびの本計画（案）の策定にあたっては、書面での審議、対面式の市民ワークショップからオンラインでのリモート会議による市民意見の反映など従来の手続きとは異なった手法により手続きを進めてきた。

審議会としては、策定の手続きを中断することなく、状況に応じた審議会のあり方や新たな意見聴取の手法により、本計画が策定されたことは大変意義深いものと総括しつつ、次の内容について意見として申し添えます。

- (1) 今般の世界的大流行を引き起こした感染症等によって、市民生活を脅かすような社会的事態が続いている。このような状況下において、直接的な市民サービスを行う基礎自治体が果たす役割は非常に大きいものであり、引き起こされる市民生活の弊害を制限によって単にやり過ごすのではなく、変革をもって本市の役割を市民にしっかり果たすことが必要である。そのためには、総合計画を道標として、本市の将来像を実現するための3つの視点（「自立と協働のしくみ」「暮らしの創造」「まちの基盤」）を見失うことなく、後期基本計画で掲げる6つの目標および重点プロジェクトとして整理する第二期きらめき・ときめき・元気創生総合戦略を常に意識しながら市政を運営すること。
- (2) 総合計画に掲げる施策の進捗評価について、行政内部の組織体制や評価スキームを点検し、必要に応じて再構築を行うこと。また、総合計画実施計画に基づき、施策ごとの目標指標の達成を見据え、施策および事業の進捗状況を把握するとともに、地域の実情の変化に鋭く察知するためにも市民の声に耳を傾け、財政状況を勘案しつつも長期的な視点により、柔軟に事業の軌道修正を行うこと。
- (3) 本市はSDGs未来都市として、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、市民や事業者とともに、本市の将来像を達成すべく総合計画に基づく施策を実行すること。
- (4) 人口減少に対応するため、地域共生社会を目指しつつ、子育て支援や保健・医療、教育などの充実を図り、子どもや若者、子育て世代が安心して活躍し、定住先として選択されるような魅力あるまちづくりに取り組むこと。また、本市が育んできた歴史・文化、豊かな自然、景観、産業など、地域資源を効果的に活用し、地域との協働および共創が推進されるよう事業に創意工夫を凝らすこと。

# ■ 湖南省総合計画策定組織体系図



## ■策定経緯

年	月 日	経 緯	内 容
令和元年	7月 1日 ～ 19日	湖南省総合計画審議会公募委員募集	広報こなん7月号に委員募集について掲載
	8月 1日	湖南省総合計画審議会公募委員選考委員会	湖南省総合計画審議会公募委員選考委員会要領に基づき、応募人数1名を選任
	11月 18日	第1回湖南省総合計画策定委員会	○第二次湖南省総合計画後期基本計画および第二期総合戦略の策定について ○第二次湖南省総合計画後期基本計画に関する市民意向調査について
	11月 26日	第1回湖南省総合計画審議会	○湖南省総合計画審議会の運営について ○会長、副会長の選出 ○諮問 ○第二次湖南省総合計画後期基本計画および第二期総合戦略について ○議題1 湖南省きらめき・ときめき・元気創生総合戦略の延長について（案） ○議題2 第二次湖南省総合計画前期基本計画の検証について（案） ○議題3 第二次湖南省総合計画後期基本計画策定組織体系図（案）について ○議題4 第二次湖南省総合計画後期基本計画策定日程（案）について ○議題5 第二次湖南省総合計画後期基本計画に関する市民意向調査について（案）について
	11月 29日 ～ 12月 27日	市民アンケートの実施 中学生アンケートの実施 高校生アンケートの実施	
令和2年	3月 2日	第2回湖南省総合計画策定委員会	○議題1 現況と動向について ○議題2 まちづくりアンケート調査について ○議題3 前期基本計画の実施状況の整理、評価について ○議題4 まちづくりの主要課題の整理について ○議題5 総合戦略評価会について
	3月 17日	第2回湖南省総合計画審議会（書面決議）	○議題1 現況と動向について ○議題2 まちづくりアンケート調査について ○議題3 前期基本計画の実施状況の整理、評価について ○議題4 まちづくりの主要課題の整理について ○議題5 湖南省きらめき・ときめき・元気創生総合戦略の変更について ○議題6 総合戦略評価会について
	6月 1日 ～ 6月 19日	広報による市民意見公募	○テーマ 「人口減少を見据えたまちづくり」 意見提出者数：2名
	6月 19日	市民オンライン会議	○テーマ 「人口減少を見据えたまちづくり」 参加者数：11名

年	月 日	経 緯	内 容
令和2年	7月 30日	第3回湖南省総合計画策定委員会	○議題1 第二次湖南省総合計画後期基本計画（素案）について ○議題2 第二期湖南省きらめき・ときめき・元気創生総合戦略（素案）について
	8月 19日	第3回湖南省総合計画審議会	○議題1 第二次湖南省総合計画後期基本計画（素案）について ○議題2 第二期湖南省きらめき・ときめき・元気創生総合戦略（素案）について
	9月 3日 ～ 10月 2日	パブリックコメントの実施	○意見の件数（意見提出者数）：0件
	9月 23日	湖南省議会 福祉教育常任委員会	意見聴取
	10月 1日	湖南省議会 産業経済常任委員会	意見聴取
	10月 9日	湖南省議会 総務常任委員会	意見聴取
	10月 26日	第4回湖南省総合計画策定委員会	○議題1 第二次湖南省総合計画後期基本計画（案）について ○議題2 第二期湖南省きらめき・ときめき・元気創生総合戦略（案）について
令和3年	1月 15日	第4回湖南省総合計画審議会	○議題1 第二次湖南省総合計画後期基本計画（案）について ○議題2 第二期湖南省きらめき・ときめき・元気創生総合戦略（案）について
	1月 22日	湖南省総合計画審議会答申	
	3月 23日	令和3年3月湖南省議会定例会	○議案第32号 第二次湖南省総合計画後期基本計画の策定について（可決）

# 第二期湖南省市人口ビジョン (人口の将来展望)

今後、急激な人口減少対策に取り組む上で、その成果としてめざすべき人口規模を設定します。

## ◆取組と政策効果の考え方

### 急激な人口減少、少子化の進展に歯止めをかける

自然動態(出生数の維持)と  
社会動態(転出抑制・転入促進)  
への働きかけ

- ・強みのある産業の振興
- ・新産業の創出
- ・子育て支援、女性の活躍促進
- ・移住・定住の促進

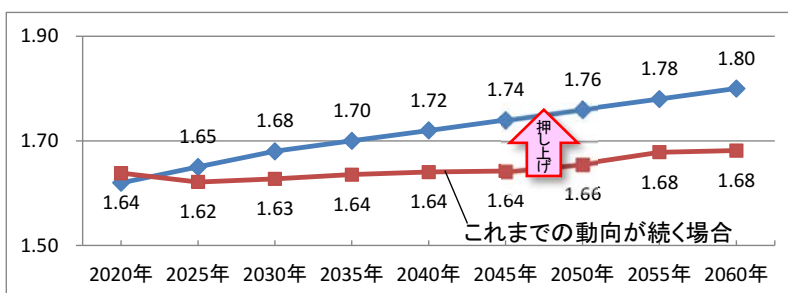
めざす  
政策効果

- ・合計特殊出生率\*は令和 42 年(2060 年)に 1.8(国民希望出生率)にまで上昇
- ・令和7年(2025 年)には社会動態を均衡状態(転出と転入の差を0にする)に押し上げ

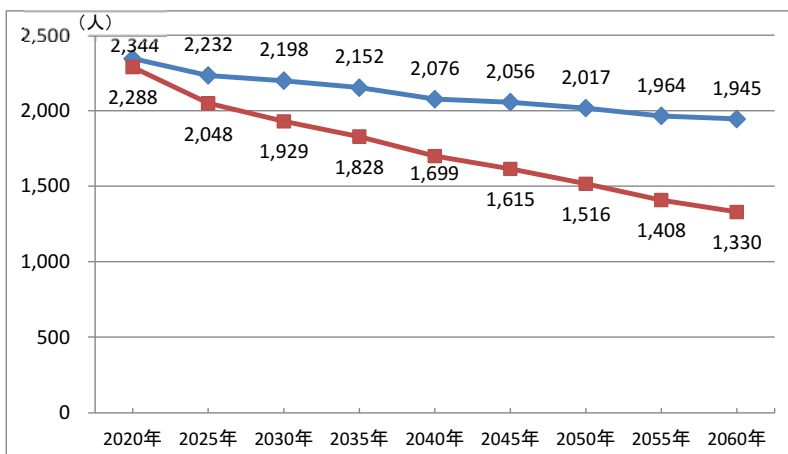
## ◆政策効果 (出生数)

### 政策効果による合計特殊出生率\*の上昇

合計特殊出生率\*は、  
令和 42 年(2060 年)に  
1.8(国民希望出生率)に  
まで上昇します。



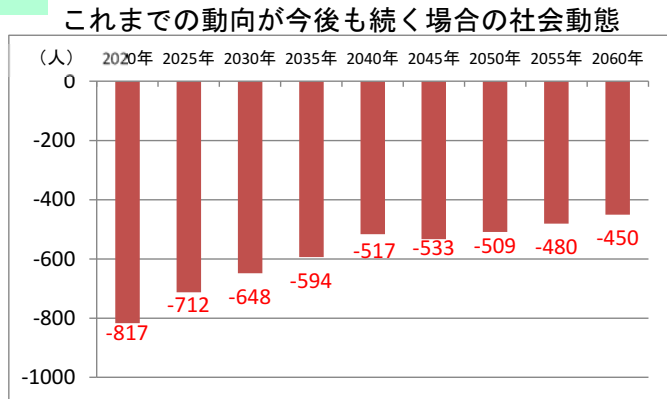
出生数に置き換えると、  
令和2年(2020 年)から  
令和 22 年(2040 年)に  
は 268 人減少しますが、  
令和 22 年(2040 年)か  
ら令和 42 年(2060 年)  
は 131 人減で、減少が緩  
やかになります。



## ◆政策効果（社会動態）

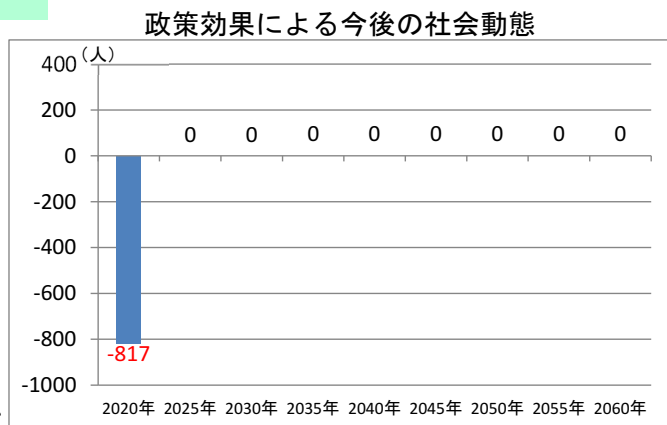
### ア) 社人研推計値の今後の社会動態

- これまでの動向が今後も続くと仮定した場合、湖南省の社会動態は、転出超過状態が続くこととなります。
- 令和2年（2020年）から令和7年（2025年）の5年間では、712人の転出超過、年平均にすると142人の転出超過となります。



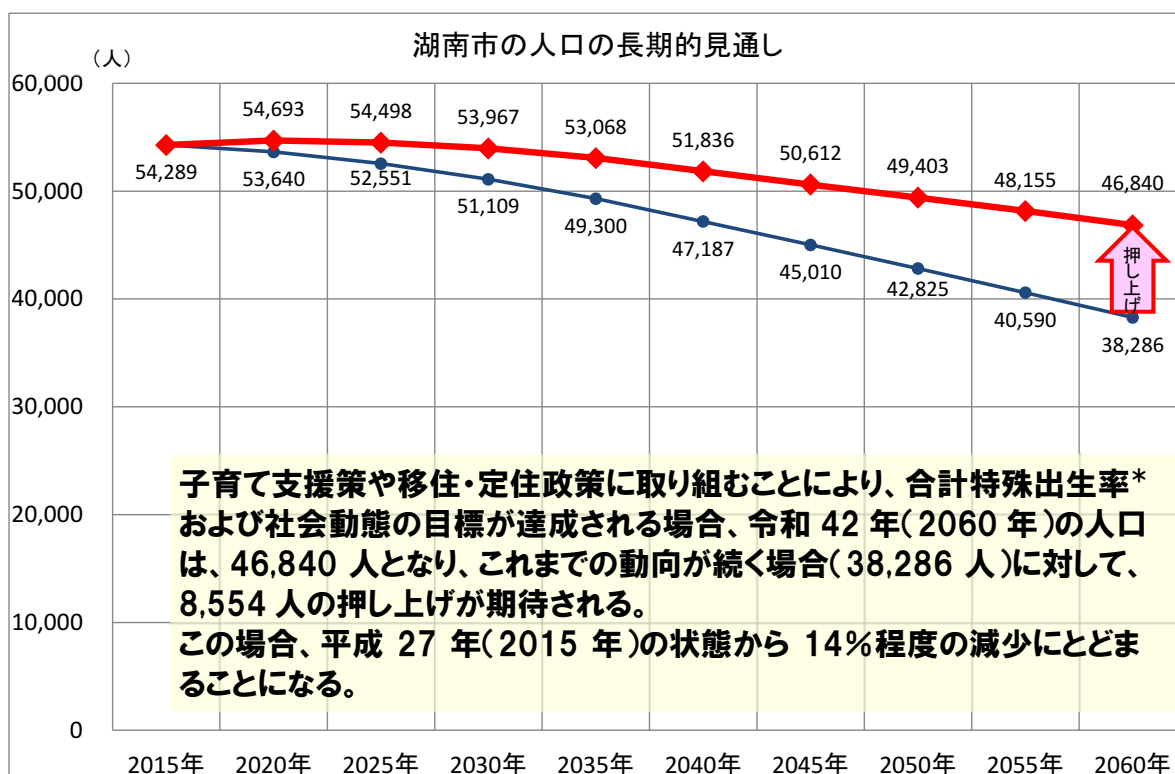
### イ) 政策実施による転入転出が均衡

- 第1期総合戦略から引き継ぐ政策を着実に推進するとともに、新たな政策実施の効果が社会動態の状況に変化をもたらし、転出数が抑制され、転入数が増加すると仮定します。
- 仮定に基づくと、令和7年（2025年）以降の社会動態は、均衡状態が続きます。



### ◆政策効果（総人口）

- ・働く場の創出プラン（「産業力の強化」、「多様な雇用・働き方の実現」）、ひとへの投資プラン（「ふるさとづくりの促進」、「観光と交流による活性化」、「若者への支援、希望の実現」）、まちづくりプラン（「持続可能なまちづくり」、「安心して暮らせる基盤づくり」）に取り組むことにより、合計特殊出生率\*および社会動態に関する目標が達成された場合、令和42年（2060年）の人口は、これまでの動向が続く場合（38,286人）に対して、8,554人増の46,840人となる見通しです。

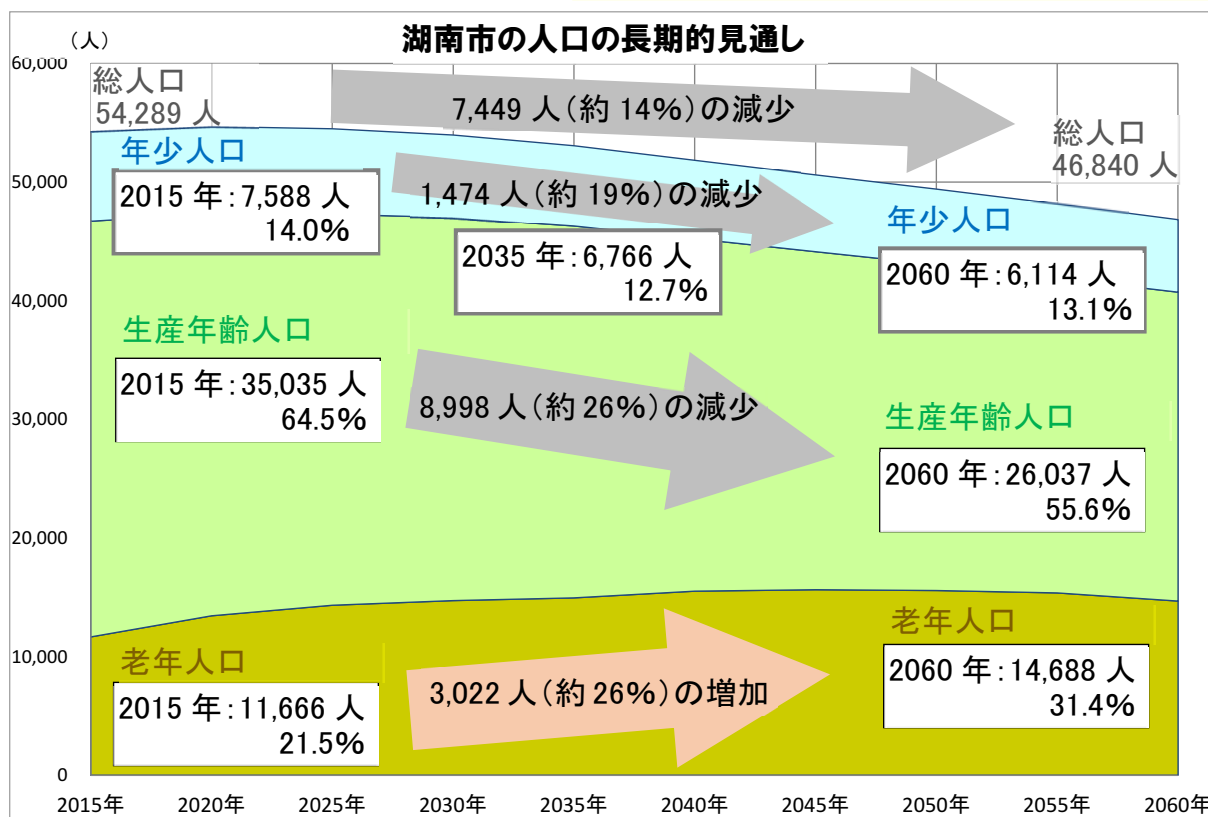




### ◆政策効果（人口構造）

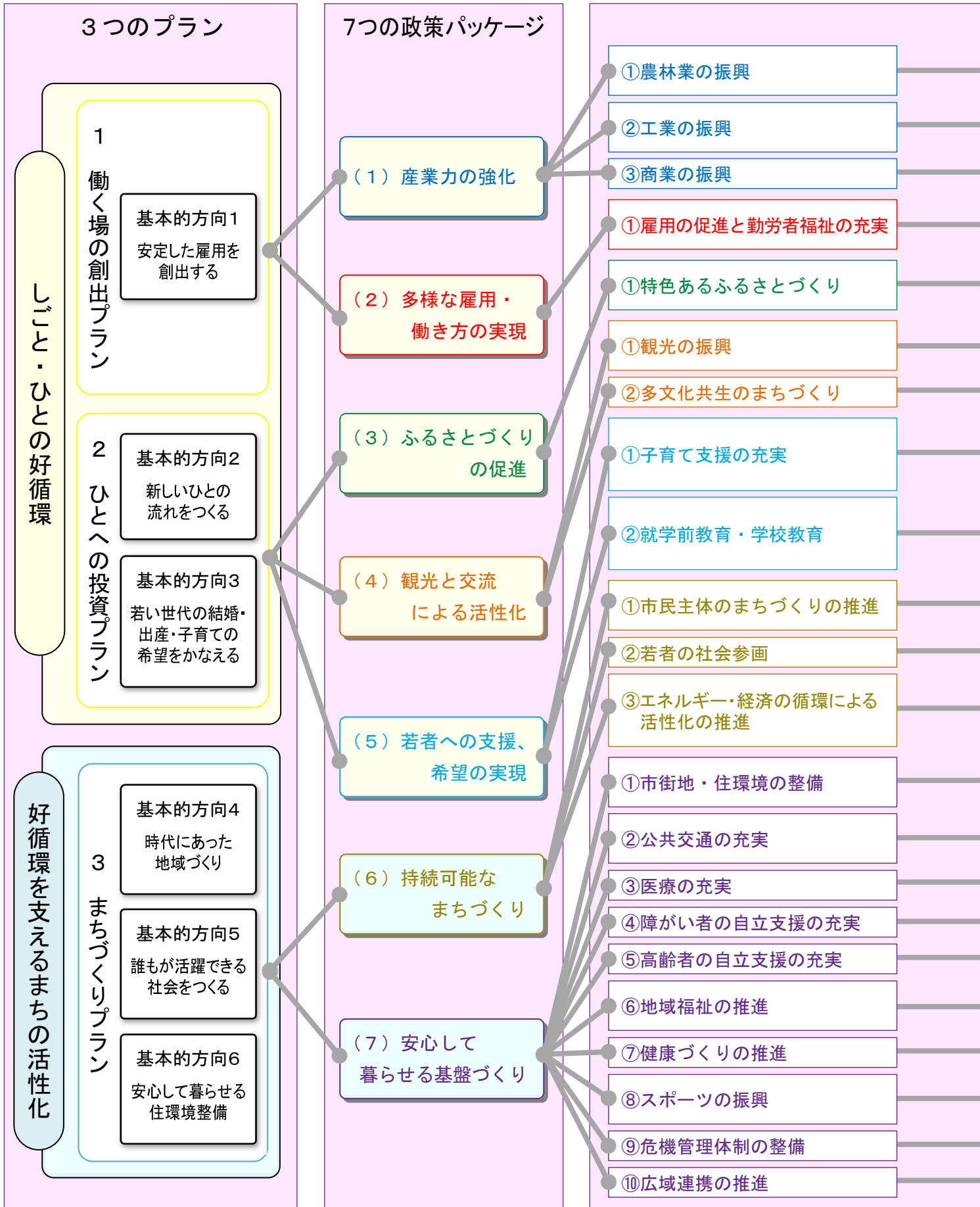
- ・年少人口（15歳未満）は、令和42年（2060年）には約19%の減少となります。しかし、総人口に占める割合は、令和17年（2035年）に底（12.7%）を打って上昇に転じ、令和42年（2060年）には13.1%となり、平成27年（2015年）よりわずかに下回る状態に回復します。
- ・生産年齢人口（15歳～64歳）は、約26%の減少に抑えられる結果となります。
- ・老年人口（65歳以上）は、約26%の増加となり、総人口に占める割合は31.4%となります。
- ・年少人口割合の減少を抑えることができ、長期的に人口構造の若返り、人口規模の安定化が図られることが期待できます。

**政策効果が表れると、令和42年（2060年）の年少人口の割合は、平成27年（2015年）の状態をわずかに下回るまでに回復。**



# ■第二期総合戦略の体系

3つのプランに基づく7つの政策パッケージとして展開する施策群および主な具体的事業の体系を示します。



## 施策

(1) 農業環境の整備 (2) 集落農業の推進 (3) みらい公園湖南の利用促進  
(4) 林業の振興

(1) 魅力ある工業の推進 (2) 新規産業の誘致と人材確保 (3) 地場産業の振興  
(4) 環境に配慮した企業活動支援

(1) 魅力ある商業の推進 (2) 個性を生かした商店街の推進

(1) 就労支援の推進 (2) 多様な働き方の推進 (3) 勤労者福祉の充実  
(4) 企業内人権啓発の推進 (5) 障がい者就労への支援

(1) 移住・定住の推進 (2) ふるさとへの愛着づくり (3) 関係人口の創出  
(4) 地域間交流の推進

(1) 地域資源を生かした観光・交流の創出 (2) 観光情報の発信  
(3) 観光ルートの整備

(1) 啓発と交流機会の充実 (2) コミュニケーション環境と生活支援の充実

(1) 相談体制と情報提供の充実 (2) 地域の支えあいによる支援の充実  
(3) 保育サービスの充実 (4) 学童保育の充実  
(5) 安心できる出産と子どもの成長への支援

(1) 「楽しくて力がつく湖南市教育」の実現 (2) 就学前教育  
(3) 教育環境の充実 (4) 外国人児童生徒への日本語教育支援の充実  
(5) 特別支援教育の推進 (6) 家庭・地域との連携と協働

(1) 市民協働制度の充実 (2) 地域コミュニティの支援  
(3) まちづくり活動団体の支援 (4) 市民、企業、行政の協働事業の推進

(1) 若者の社会参画への参加の促進

(1) 地域自然資源を活用したエネルギーと経済の循環による地域活性化の推進  
(2) 地域資源とのかかわりを見つめ直し、誰もが参画できるまちづくりの推進  
(3) 強靱と脱炭素を両立した持続可能なまちづくりの推進

(1) 都市計画の推進と市街地の整備 (2) 良好な景観の形成  
(3) 住宅環境改善の支援

(1) J R草津線の複線化の促進 (2) 駅周辺環境の向上  
(3) 住民の身近な移動手段の確保と利用の促進

(1) 地域医療体制の充実

(1) 発達支援システムの充実 (2) 安心して移動ができるまちづくり

(1) 生きがい支援の充実 (2) 地域ネットワーク体制の整備

(1) 市民協働による地域福祉活動の促進  
(2) ユニバーサルデザイン\*のまちづくりの推進

(1) 健全な生活習慣の形成

(1) 施設利用環境の充実 (2) スポーツ活動の支援  
(3) 身近な健康づくりの場の充実

(1) 危機管理体制の整備 (2) 防災体制の充実

(1) 近隣市町との連携の推進

## 主な具体的事業

■ 起業の支援  
■ 農林業の活性化  
■ 企業誘致  
■ 商業の活性化  
etc

■ 若者・女性の雇用の確保  
■ 求職活動の支援  
■ 多様な働き方の実現を支援  
etc

■ ふるさとへの愛着づくり  
■ Uターンへの促進・支援  
■ 関係人口の創出  
etc

■ 地域産業の活性化  
■ 観光交流の活性化

■ 結婚の支援  
■ 妊活の支援  
■ 出産・子育て支援  
■ 男性の家事・育児への参画促進  
etc

■ 市民主体のまちづくりの推進  
■ エネルギーの地産地消  
■ 資源の循環、効率的な利用  
etc

■ 移動の利便性の確保  
■ 医療・保健の充実  
■ 誰もが活躍できるまちづくりの推進  
etc

## 用語解説 (50音順)

索引	語句		頁
A	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。	23, 82, 109, 183, 196, 208
D	DMO	Destination Marketing/Management Organization の略。観光地域づくり法人。 「観光地経営」の視点に立ち、「観光地域づくりの舵取り役」を担う法人のこと。	197
	DV (ドメスティック・バイオレンス)	夫婦や恋人等親密な間柄にある、またはあった者から加えられる身体的、精神的・性的な暴力のこと。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えること等も含まれる概念。	77, 79
E	eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称とされている。	213
	EBPM	Evidence Based Policy Making の略。「証拠に基づく政策立案」と翻訳。政策目的を明確化させ、その目的のために効果があるかどうかを可能な限り厳密に検証し、証拠に基づいて「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。	164
G	GDP	Gross Domestic Product の略。国民総生産（GNP）から海外で得た純所得を差し引いたもので、国内の経済活動の水準を表す指標。	22
I	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。	23, 24, 52, 112, 114, 149, 183, 184, 187, 190, 212
	IoT	Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。	23, 183
N	NPO	Nonprofit Organization の略。非営利団体全般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法により法人格を得た特定非営利活動法人のみを指す場合がある。	24, 50, 73, 132

索引	語 句		頁
P	P D C Aサイクル	計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに元の計画に反映させていくことで、螺旋状に取組の継続的改善を図ろうとすること。	171
S	S N S	Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。	23, 74, 118, 152, 195
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。	23, 56, 173, 214
T	T P P （環太平洋戦略的経済連携協定）	Trans-Pacific Partnership の略。モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境等、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定。	24
V	Vtuber	「You Tube(ユーチューブ)」等の動画配信サイトに動画を投稿して収入を得るユーチューバーの一種で、3 D C G（3次元コンピューター・グラフィックス）等で作られた、（アニメの登場人物のような）架空のキャラクター（アバター）のこと。アバターを用いて、動画を配信する人を指すこともある。	173, 196
6	6次産業化	農林漁業者（第1次産業従事者）が原材料供給者としてだけでなく、「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー等）を有効に活用し、加工（第2次産業）・流通や販売（第3次産業）に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすこと。	94, 110, 179, 181, 184, 204

索引	語 句		頁
あ 行	アール・ブリュット	『生（き）の芸術』という意味。文化的な伝統や流行、教育等にとらわれず、つくり手の内面から沸きあがる衝動のままに表現された、純粋で無垢な芸術作品を指す。	130, 173, 174, 179, 197
	アプリ（アプリケーション）	アプリケーションの略。OS上で作業の目的に応じて使うソフトウェア。スマートフォンが普及して以降、スマートフォンやタブレット向けに多種多様なアプリが提供され利用が広がるとともに、「アプリケーション」よりも「アプリ」等の略称が一般的となっている。	84, 85, 118, 119, 173, 195, 196, 214
	イノベーション	新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす幅広い変革のこと。	116, 173
	インクルーシブ教育（システム）	同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟なしくみ。	150, 199, 201
	エンパワーメント	湧活と訳される。人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させること。	130
	オープンデータ	官民が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるような形で公開されたデータのこと。	84, 185
か 行	カーボンニュートラル	商品やサービスの原料調達から、廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で見た時に、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること。	21, 111, 182
	クラウドコンピューティング	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」サービスや技術を利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。	184
	クラウドファンディング	インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達すること。	73, 173, 194
	グローバル	世界的な規模であるさま。国境を越えて、地球全体にかかわるさま。	23, 24, 43, 112, 173, 197
	健康寿命	認知症や寝たきりにならない状態で心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のこと。	43, 122, 123, 175, 176, 178, 202, 213



索引	語 句	頁
	広域連合長を選挙で選ぶ	64
	公園サポーター制度	98
	合計特殊出生率	9, 20, 49, 177, 232, 234
	交流人口	43, 51, 53, 81, 178, 191, 192
	国立社会保障・人口問題研究所	8, 20, 48
	コワーキングスペース	190
さ 行	再生可能エネルギー	21, 94
	サテライトオフィス	189
	サブカルチャー	80, 192
	産業別就業人口	14
	自然増減	11

索引	語句	頁	
	シティプロモーション	資源・歴史・文化伝統等を生かした様々な「都市の魅力」や「都市ブランド」を効果的に市内外に発信する方策のこと。	174
	社会増減	転入と転出による人口の増減。転入はほかの市町村から湖南市域内に新たに住所を定めること、転出は湖南市域外へ住所を移すこと。	11, 177
	出生中位・死亡中位推計	人口の将来推計を行うにあたり必要な出生率および死亡率の将来については不確定要素が大きいため、幾つかの仮定を設けており、これらをそれぞれ中位推計、高位推計、低位推計と呼ぶ。	20
	循環型社会	廃棄物の発生抑制、循環資源としての再利用、適正処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。	21, 92
	スーパーシティ	政府が提唱する「スーパーシティ」構想のこと。地域の「困った」を最先端の J-Tech（世界に誇る”日本で展開される技術” Japan Technology の略）が、世界に先駆けて解決することで、「まるごと未来都市」の実現を、地域と事業者と国が一体となってめざす取組。	56, 176
	ストリーミング	インターネット上で動画や音声等のコンテンツをダウンロードしながら逐次再生すること。	183, 188
	スマートインター	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定している。	211
	スマート農業	ICT、ロボット技術、データ等を活用して省力・高品質生産を実現する新たな農業。	184
	ソーラーシェアリング	営農型太陽光発電のことで、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組。	94, 95, 204
た 行	中核病院	地域の医療連携の中核を担う病院で、複数の診療科や高度な医療機器を備えた病院。	63
	昼夜間人口	昼間人口は、就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口。夜間人口（常住人口）は地域に常住（居住）している人口。	12, 177
	デフレマインド	デフレ時代に染みついた企業や消費者の心理や行動様式。実体がどうであれ、今後も経済状況があまりよくないであろうと悲観的になる心理状態のこと。将来を不安に思い、節約や貯蓄をしてお金をあまり使わないようにしようと考えること。	24



索引	語 句	頁
	デマンド型乗合自動車 利用者のニーズに応じて、乗合により運行する自動車。	211
	テレワーク ICT（情報通信技術）を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。	114, 164, 179, 187, 189, 190
	トレイルラン 陸上競技の中長距離走の一種で、舗装路以外の山野を走るものをさす。	91, 119, 197
	ドローン 無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。	214
な 行	年齢3区分別人口 年齢別人口のうち、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）をいう。	10
	ノーマライゼーション 障がいのある人や高齢者等社会的に不利を負いやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。障がいのある人もない人も社会の構成員として、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。	130, 136
は 行	パブリシティ 企業や商品、サービス等に関する事柄が、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のマスコミ媒体に、記事やニュースとして報道もしくは紹介されること。	74
	ビジネスマッチング 商品やサービス、技術力、人材等を必要としている事業者に対し、それを提供する事業者を紹介すること。	190
	ビッグデータ 利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報等、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。	23, 183, 184
	普通出生率 人口千人当たりの一定の時間内（通年1年）における出生数。	9
	ブランディング 差別化により付加価値を高め、信頼や満足感等に基づく送り手と受け手とのつながりを築く活動。	184, 186, 196
	フレックスタイム制 労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自らが決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。	189
	ヘイトスピーチ 特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりする等などの一方的な内容の言動。	22

索引	語 句		頁
ま 行	モータリゼーション	自家用車をはじめ自動車の普及した社会のこと。	63
	モビリティ・マネジメント	「一人ひとりのモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（すなわち、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。	109, 208
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、国籍等人々が持つ様々な特性の違いを越えて、始めからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。	102, 104, 107, 109, 138, 156, 207, 209, 210, 237
ら 行	リカレント教育	学校を卒業し、社会人になった後、必要に応じてあらためて大学等で学び直すこと。	184, 188
	ローリング方式	毎年度、修正や補完等、計画の見直しを行うことにより、計画と現実とが大きくずれをを防ぐシステム。	2

## <表紙の説明>

「本市への愛着の醸成と若者の移住定住」をコンセプトに、市のシンボルである木「ウツクシマツ」、花「サツキ」、鳥「ウグイス」を中心に、レイアウトデザインとしては表裏で一對に描きました。

オモテ面では、子どもの頃に本市の自然に触れることで、まちへの愛着が醸成されていく様を描いたものであり、ウラ面ではその子どもたちが思い出を大切にしながら本市にかかわりを持ち続け、まちの将来を展望していることを表現しています。また、「未来のまち あなた色をかさねる」というメッセージを添え、淡い色を基調として描かれたまちの風景にさまざまな色がかさねられていくことをイメージしたデザインによって、これまで先人が築き上げてきたまちの礎に、この先も市民が主役となってまちが創造されていくことの願いや希望を表現しています。



<イラスト：ロビンやすお作>

## 第二次湖南市総合計画 後期基本計画

発行者：湖南市



〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

TEL 0748-72-1290(代)

FAX 0748-72-3390(代)

URL : <https://www.city.shiga-konan.lg.jp/>

e-mail : [info@city.shiga-konan.lg.jp](mailto:info@city.shiga-konan.lg.jp)

発行年月：令和3年（2021年）4月